

医療・看護安全対策委員会情報 2009年10月号(No.66)

“点滴薬剤の血管外漏出”について

ガベキサートメシル酸塩を投与する際、輸液が血管外に漏出し何らかの治療を要した事例が 8 件報告されています。その中の 1 例は、植皮術を行なったとのことでした。(日本医療機能評価機構 医療安全情報より)

『点滴漏れ』は日常茶飯事のため軽視されていませんか？

薬剤によっては、血管外漏出により血管や軟部組織障害を引き起こし壊死が生じて拘縮する可能性等もあります。

下記の様な内容で、施設内における血管外漏出について防止、対応等について検討されては如何でしょうか？

- ① 血管外漏出についての、スタッフ教育
- ② 血管外漏出を早期に発見するための観察と点滴を受ける患者への説明の徹底
※薬剤により、血管外漏出後遅延性に皮膚や組織に影響を与える場合があります。
- ③ 血管外漏出が発生した場合の対応のマニュアル化など

日本医療機能評価機構医療安全情報より

(http://www.med-safe.jp/pdf/med-safe_33.pdf)

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・ ガベキサートメシル酸塩を投与する際は、可能な限り、中心静脈から投与する。
- ・ ガベキサートメシル酸塩を末梢血管から投与する際は、輸液の濃度を 0.2%以下 (本剤 100mg あたり 50mL 以上の輸液) とする。

